野田市小中学校 部 活 動 ガ イ ド ラ イ ン

~信頼される部活動運営を目指して~



平成30年3月30日

野 田 市 教 育 委 員 会 野田市部活動ガイドライン策定委員会

I	はじめに	
1	部活動ガイドライン作成の趣旨1	
II ‡	部活動の位置付け・目的	
1	部活動の意義・目的2	
2	学校教育の一環としての部活動2	
3	野田市の現状3	
III F	円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す	
1	学校における指導方針及び活動計画5	
2	練習について6	
3	活動時間及び休養日の活動について6	[CP1]
		[CP2]
		[CP3]
*** !		
-	見童生徒の好ましい成長につながる指導を目指す	
1	指導者について8	
2	児童生徒の自主的・自発的な取り組みについて9	
3	体罰等の防止について10	[CP6]
V 3	小 部指導者及び保護者との連携	
1	外部指導者との連携11	
2	保護者との連携12	[CP8]
VI 3	安全管理と事故防止	
1	安全管理と事故防止13	
2	事故の対応14	[CP10]
VII -	その他	
1	部活動の開設,休部・廃部について	C P 111
1	HAIT SW MIRY, MI-HA WEHALC >4	
VIII 🖁	資料	
0	部活動活動計画<参考>16	
	引用・参考文	献等一覧

※<u>CP1~11とは、「チェック11(イレブン)」として、</u>各項目ごとの指導上の 留意事項が確認できるように、表にしたものです。指導にあたって確認下さい。

1 はじめに

◎部活動ガイドライン作成の趣旨

顧問教員の方々には、日頃から熱心な指導をとおして、児童生徒の心身の育成に大きく寄与いただいており、近年においては限られた時間の中での効果的な指導方法の工夫や、適切な休養日の設定に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、現在教員の多忙化の要因のひとつとして、部活動の在り方が、様々な会議等で検討されております。スポーツ庁では「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン(仮)」の策定が、平成30年3月末に向けて進められております。

このことを踏まえて野田市教育委員会では、これまで運動部活動の指針となっていた、「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月 文科省)」や「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン(平成24年2月一部改訂 千葉県教育委員会)」をもとに、児童生徒が授業とは異なる集団の中で社会性を身につけるとともに、顧問教員にとっても一層のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される指導を展開していくために、文化系を含めた部活動ガイドラインを作成しました。

この部活動ガイドラインは、顧問教員の部活動に対する取り組みを支え、児童生徒からも保護者からも、また地域からもより信頼されるような活動にしていただくための一定の基準であり、決して活動を制限するものではありません。

また本部活動ガイドラインが業務改善の一助となり、児童生徒と向き合う時間の確保や、教材研究、そして日々の顧問教員の部活動を含む教育活動の充実に結びつけられれば考え、重要となるポイントを「チェック11 (イレブン)」として掲げております。これは部活動を顧問として指導する際の、重要なポイントとなります。

今後,スポーツ庁より示される「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容や,国の動向を踏まえて検証しつつ,見直しも図る予定です。

各学校におきましては、校長先生を中心に部活動の運営に際し、この部活動ガイドラインを参考として信頼関係を築いていただき、一層の活動の充実と児童生徒の 健やかな成長を心より祈念したいと思います。

平成30年3月

野 田 市 教 育 委 員 会 野田市部活動ガイドライン策定委員会

Ⅱ 部活動の位置付けと意義

1 部活動の意義・目的

学校教育における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心を持った児童生徒が、顧問教員などの指導のもとに、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうことができる教育活動です。このようなことから、部活動は豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活には、効果的な活動だと考えます。

また部活動を通して、児童生徒は高い水準の技能や体力を向上させ、規範意識や 社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育み、やりがいを感じ、学校生活全 体にわたって、良い影響を及ぼすことができます。

しかしながら,数年,部活動の運営にも変化が出てきています。顧問教員の専門性に関する問題,顧問教員の年齢の二極化,教員の負担感などの問題が挙げられ,外部指導者の効果的な活用や連携が検討されています。また,少子化に伴う部員確保の問題や,学校規模による部活動の開設数に関する問題もあります。そうした中で児童生徒や保護者のニーズの多様化なども課題となっています。

部活動の指導に当たっては、適切な指導のもとに、自発的・自主的な活動が展開されるよう配慮することが大切です。そのためには、児童生徒の好ましい成長につながる指導や、個性の尊重と柔軟な運営に留意し、休養日や練習時間を適切に設定する必要もあります。

また教員だけでなく、家庭や地域社会の力をお借りして、必要に応じて外部指導者として活用したり、さらに地域活動団体との関連を図ったりするなど、児童生徒の興味・関心等に応じた活動が行われるよう、配慮することも必要だと考えています。

2 学校教育の一環としての部活動

平成33年4月より完全実施となる中学校の新学習指導要領では、第1章総則の中で部活動について、「教育課程外との関連や学校教育に期待される活動」「持続的な運営の整備」が追加され、下記のとおり規定しています。

─○中学校 新学習指導要領における部活動の位置づけ =

第1章総則

- 第5 学校運営上の留意事項
- 1 教育課程の改善と学校評価,教育課程外
- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

小学校では、現行学習指導要領と大きな変更点はありません。また、学習指導要領の中に、部活動についての明確な規定はありませんが、学習指導要領解説の体育編の中ではこのようなことが記載されています。

—─○小学校 新学習指導要領解説 体育編 =

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 体育・健康に関する指導

< クラブ活動, 運動部の活動>

また,運動部の活動は,主として放課後を活用し,特に希望する児童によって行われるものであるが,児童の能力や適性などを考慮し,教師などの適切な指導の下に,自発的,自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

3 野田市の現状

【小学校】

平成29年10月下旬に野田市教育委員会で調査した「部活動の実態に関する調査」では、平日の活動時間は1~2時間程度の活動となっております。

また休日の活動は、大会前のみに実施しているが32.6%、活動していないが61.6%となっており、大会前以外を除き、ほぼ実施されておりません。

休養日・時間設定については、平日に朝・放課後とも1日以上休養日を設定している学校が13校、朝または放課後どちらかに休養時間を設定している学校が7校となっております。

【中学校】

中学校の市内調査で、平日の朝・放課後あわせての活動時間は、2~3時間程度が最も多く(59.2%)、平成9年に旧文部省から発表された「運動部活動のあり方に関する調査研究報告」でも、「平日の活動時間2~3時間程度が望ましい」とされており、活動時間については、生徒の健康面への配慮も考えられた時間設定であることがわかります。

また「平成29年度全国学力・学習状況調査」の質問紙調査の結果でも、月曜日から金曜日の部活動の時間は「2時間以上3時間未満」と回答した生徒が最も多く、この部活動の時間と平均正答率との関係を見ると、どの問題でも「1時間以上2時間未満」の生徒の平均正答率が最も高く、「2時間以上3時間未満」「30分以上1時間未満」「30分未満」の順となっています。

文部科学省は「学力は生活環境のさまざまな要素が影響するため、部活動だけに 要因を求めることはできないが、部活動のあり方を探る上で判断材料の一つにはな る」としています。

次に、平成28年12月にスポーツ庁から報告された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の「休日の活動時間」について、全国と比較すると、野田市は全国平均を上回っており、市内中学生男子は3時間31分(全国男子3時間7分)・女子は4時間4分(全国女子3時間12分)となっており、また活動日数については59.3%の学校が土日両日に活動している状況もあり、休日の活動については改善が必要です。

平日の休養日・時間設定では、7校が平日の朝・放課後ともに休養日を設定しており、その他では3校が朝または放課後のどちらかに設定し、1校は部活動ごとに設定しております。これは、休日明けの学校生活をスムーズに始めることや、児童生徒及び教員の健康面への配慮が、意識されている現れだと思います。

このように小中学校の部活動に対する取り組みの違いから、活動時間や日数及び休養日の設定については、小中学校別に設定することが望ましいと思われます。

また,教員の負担軽減にもつながるよう,休日の練習内容の工夫や,児童生徒の健康維持に配慮した取り組みが必要ではないかと思われます。

<野田市の実態> ※平成29年度市内部活動の実態に関する調査より

--○小・中学校休養日の設定状況 ---

【小学校:調查数20校】

平日の1日以上の	朝・放課後	65.0 %	朝・放課後	35.0 %	設定なし	0.0 %
休養日の設定状況	両方に設置		どちらか設定			
学校が希望する休	学校として設定	65.0 %	市として設定	25.0 %	国や県で設定	10.0 %
養日の設定方法						
学校が希望する休	両日を休養日に	65.0 %	どちらか1日	25.0 %	設定必要なし	10.0 %
養日の設定日	設定		を休養日設定			

【中学校:調查数11校】

平日の1日以上の	朝・放課後	63.6 %	朝・放課後	27.3 %	設定なし	9.1 %
休養日の設定状況	両方に設置		どちらか設定			
学校が希望する休	学校として設定	27.2 %	部活動単位で	36.4 %	国や県で設定	36.4 %
養日の設定方法			設定			
学校が希望する休	両日を休養日に	0 %	どちらか1日	90.9 %	設定必要なし	9.1 %
養日の設定日	設定		を休養日設定			

=○小・中学校の活動時間状況=

【小学校:調查教員数274名】

平日朝練習	30分	50.9 %	30 分~	47.7 %	1~2	1.4 %	2 時間	0 %	その他	0 %
の活動時間	未満		1時間		時間		以上			
平日放課後	30分	6.7 %	30 分~	77.6 %	1~2	11.7 %	2 時間	0.4 %	その他	3.6 %
の活動時間	未満		1時間		時間		以上			
休日の活動	30分	7.6 %	30 分~	5.4 %	1~2	23.9 %	2 時間	52.2 %	その他	10.9 %
時間	未満		1時間		時間		以上			

【中学校:調查教員数64名】

平日朝練習	30分	40.7 %	30 分~	56.8 %	1~2	0.8 %	2 時間	1.7 %	その他	0 %
の活動時間	未満		1時間		時間		以上			
平日放課後	30分	1.6 %	30 分~	26.0 %	1~2	61.4 %	2 時間	3.1 %	その他	7.9 %
の活動時間	未満		1時間		時間		以上			ì
休日の活動	30分	0.8 %	30 分~	0.0 %	1~2	0.8 %	2 時間	97.6 %	その他	0.8 %
時間	未満		1時間		時間		以上			

Ⅲ 円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す

1 学校における指導方針及び活動計画

部活動は、新学習指導要領及び解説(本ガイドライン2・3ページ参照)にも学 校教育の一環として、教育課程との関連に留意すべきと明記されていることから、 学校の教育目標及び部活動の指導方針等に基づき,以下の視点で位置付けることが 求められます。

- (1) 小学校においては、学習指導要領解説「体育編」での運動部の活動に鑑みて、 競技会や発表会等に向けて,特設的に共通の興味や関心を追求する活動で, 教員などの適切な指導の下において行います。
- (2) 中学校においては、学年学級の所属を離れ、同好の生徒をもって組織する部 において共通の興味関心を追求する活動で、学校の管理下において行います。
- (3) 全教員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問 や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組みます。
- (4) 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、児童生徒のニーズや 保護者の意向も参考にして指導方針を設定します。
- (5) 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動で きるよう工夫します。また、保護者の意見や願いを把握し、受け止めます。
- (6) 学校の指導方針に基づいた各部活動の活動計画を作成し、活動時間などにつ いて実施状況を記入し、月末には管理職に点検を受けます。

今. 「	月の治	舌動目	() 部() 月活動計画 標 部活動の実態を踏まえて具体的な月の活動目標を立てましょう。
活	動計画	亘	
	日	曜	計画【活動時間及び休養日】 実施状況 備 考
	1	日	学校行事や大会・コンクール等、 部の実態を考えて、決定しましょう。
			 ─ 括動時間及び休養日について 平日の活動時間(朝・放課後あわせて) 小学校:1時間30分程度 中学校:2時間程度 休日の活動時間 小学校:大会前や当日を除き、原則活動なし 中学校:3時間程度 休養日の設定 小学校:大会前や当日除き、原則活動なし 中学校:大会前や当日除き、原則活動なし 中学校:大会前や当日を除き、原則土日どちらかを休養日
	3 1	火	その日の活動時間について、 実施状況を〇×で記入。

③実施状況について、月末に管理職に点検を受けましょう。

校長	教頭	顧問

2 練習について

規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導だけでは、児童生徒の好ましい成長につながるような部活動にはなりません。指導者のリーダーシップのもと、精神性を重視しつつ、科学的な手法を取り入れ、決められた時間の中で効果を上げる指導も注目されています。練習などは、校長の承認のもと、計画的に行うことが必要です。本来練習は、安全面への配慮などから、指導者が常時付き添うことが基本ですが、それが難しいときは、他の顧問教員に監督をお願いするなどの、安全対策を考えていくことが必要です。

3 活動時間及び休養日の活動について

児童生徒の心身の健全な発達や、顧問教員の負担軽減のためにも、適切に休養日を設けることが必要であり、そのため各種大会・招待試合やコンクール等についても、精選が必要です。以下に小中学校別に活動時間及び休養日の設定基準を示しますので、活動の計画の作成に際し、参考にしてください。

○小学校の活動時間及び休養日設定について

C P 1

- (1) 平日の練習時間は、朝・放課後あわせて1時間30分程度とする。
- (2) 学校の方針に基づいて、1週間のうち、平日に1日以上休養日を設ける。
- (3) 大会参加に向けての直前練習,大会・コンクール等の当日を除き,原則土 日及び祝日の部活動は実施しない。ただし大会参加に向けての直前練習が 必要となる場合は,最大で大会やコンクールの4週間前からとし,練習時 間は3時間以内とする。
- (4) 土日及び祝日に部活動を実施する場合は、直後の週の平日に、その日数分休養日を設ける。
- (5) 児童が安全に帰宅できるよう、日没等を考慮して練習時間を決定する。
- (6) 長期休業中の活動については、家庭での生活時間確保など、その意義を踏まえ、練習が必要な場合のみ、3時間以内とする。

※練習時間とは準備や片付け、移動時間は含まないものとする。

○中学校の活動時間及び休養日設定について

C P 2

- (1) 平日の練習時間は、朝・放課後あわせて2時間程度とする。
- (2) 学校の方針に基づいて、1週間のうち、平日に1日以上休養日を設ける。
- (3) 大会参加に向けての直前練習,大会・コンクール等の当日を除き,原則土 日いずれかに1日休養日を設ける。
- (4) 土日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や、成長からみて3時間程度の活動とする。また大会参加に向けて直前練習が必要となる場合には、最大で大会やコンクールの4週間前からとする。
- (5) 土日及び祝日に部活動を実施する場合は、直後の週の平日に、その日数分休養日を設ける。ただし、大会やコンクール等に勝ち残り、さらに長い活動が必要な場合には、校長の承認により他の週に休養日を設けることを条件に例外を認める。
- (6) 平日の延長練習については、校内で決まりを作り日常化を防ぐ。
- (7) 定期考査前の部活動停止期間については、生徒が家庭での学習時間が確保 できるよう適切に設定する。
- (8) 生徒が安全に帰宅できるよう、日没等を考慮して練習時間を決定する。
- (9) 長期休業中の活動については、家庭での生活時間確保など、その意義を踏まえ、学期中の休養日設定に準じた扱い(原則3時間程度)とする。また、部活動中心の生活とならないよう配慮し、生徒に十分な休養を与えるとともに、顧問教員自身もリフレッシュできる機会をつくる。

※練習時間とは準備や片付け、移動時間は含まないものとする。

○各種大会・招待試合・コンクールへの参加について

CP3

- (1) 児童生徒の発育発達からみて、大会やコンクール等に参加する回数についても配慮する。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して、計画的に参加させる。
- (2) 実施日,場所,時間,引率方法,引率者,交通手段等について,引率届等で事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては,各種大会・招待試合・コンクール等に参加することができない。
- (3) 中学校においては、定期テスト等の直前における練習及び練習試合は控える。ただし、大会日程等に伴い実施せざるを得ない場合については、大会に参加する生徒のみを対象とし、保護者の了承を得た上で実施する。
- (4) 交通手段については、原則として公共の交通機関を利用する。

Ⅳ 児童生徒の好ましい成長につながる指導を目指す

1 指導者について

部活動は、自発的・自主的に参加する児童生徒の育成と、人間形成の場として重要な役割があります。またそれを支える指導者との信頼関係により、運営されています。そして、円滑な部の運営を目指すとき、顧問による生徒への言葉かけが最も重要な指導であり、そのためには、顧問自身が主体的に基礎知識や技術を自ら学び、自信を持って指導することが大切であり、自主的に書籍等を通して学習していくことも1つの方法です。また、指導に関する疑問点等を、技術講習会や審判講習会等に参加したり、県や関係機関が開催する指導者向けの研修会に参加したりして解決していくことも有効です。

顧問として専門外の種目を担当する場合には、専門的な指導ができる外部指導者に、依頼し連携することも有効です。そして指導者をできる範囲で、複数配置することで、顧問の負担を軽減するだけでなく、生徒指導、保護者対応、緊急時の対応等、様々な場面で迅速に対応することができます。

── ○顧問(指導者)の役割 ──

- (1) 児童生徒に関わること
 - ・合理的な実技,技術指導 ・児童生徒理解 ・生活指導
 - ·学習支援 ·健康管理, 事故防止 ·安全指導
- (2) 外部との調整に関わること
 - ・各種大会、招待試合、コンクール等の引率 ・保護者との連携
 - ・練習計画作成 ・外部指導者との連携
- (3) その他
 - ・施設、用具管理と安全点検 ・部予算や集金の適正管理 ・天候への配慮

○指導上の留意事項

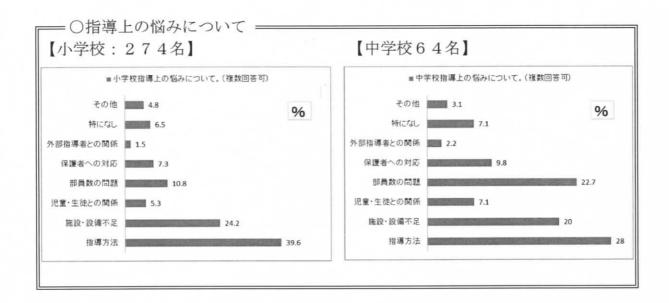
CP4

- (1) 指導については可能な限り、2人以上で指導に当たり、会議等で顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の顧問や外部指導者等に指導・監督を依頼するとともに、児童生徒への安全指導、練習内容等、適切な処置を講じる。また緊急時の対応についても、2人以上で児童生徒に対応する。
- (2) 児童生徒とともに学ぶ姿勢を持ち、他の指導者や書物等から学んだり、研修会に参加したりする等、種目や指導法への理解を深める。

【各種研修会】

- 中高等学校運動部活動指導者講習会
- 教職員対象救急法講習会
- ・小中学校体育連盟各専門部による審判講習会や実技研修会
- (3) 部員が少ない場合でも、児童生徒の充実した活動のために創意工夫を行う。
- (4) 児童生徒との信頼関係を築くことに心がけ、指導・助言にあたる。
- (5) 特に選手の代表として大会等に参加できない児童生徒に対しても、様々工夫を施すことで、意欲を持って活動できるように配慮する。

<野田市の実態> ※平成29年度市内部活動の実態に関する調査より



2 児童生徒の自主的・自発的な取り組みについて

○指導上の留意事項

C P 5

- (1) 科学的裏付け等及び児童生徒への説明と理解に基づく指導の実施
 - ・活動目標,指導の方針,計画,指導内容や方法等が理解できるように適切に伝える。
 - ・練習において「誰が・何を・いつ・どこで・なぜ (どのような目的で), どのように行えばよいのか等」を理解させていく。
- (2) 児童生徒の自主的・自発的な取り組みについて
 - ・自分の目標や課題,自ら設定,理解して,その達成・解決に向けて必要な内容や方法を考えたり,調べたりして,実践につなげる。
 - ・主体的な取り組みを励ますとともに、賞賛する。
- (3) 児童生徒の心理面を考慮した肯定的な指導
 - ・児童生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導, 叱ること 等を場面に応じて適切に行っていく。指導者の感情により, 指導内容や 方法が左右されないように留意する。
- (4) 児童生徒の状況の実態把握,適切なフォローを加えた指導
 - ・リーダーとなるの児童生徒は心身両面で他の児童生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意する。
 - ・指導者が試合や練習中の指示等において、厳しい言葉を児童生徒に発する場面も見られるが、児童生徒の人格を否定したり、著しく意欲を失わせるような内容のものは、不適切な指導であり、厳に慎むべきである。
- (5) 児童生徒間の人間関係形成, リーダー育成等の集団作り
 - ・児童生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等のない 適切な集団づくりに留意する。

「平成25年運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」より抜粋

3 体罰等の防止について

体罰は,児童生徒の肉体的にも精神的に苦痛を与え,人間としての尊厳も傷つけ, 児童生徒や保護者からの信頼関係を一瞬にして失わせるものです。

その結果、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、児童生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は、指導者と児童生徒との間での、信頼関係があれば許されるとの認識は大変な誤りです。どんな場面であっても、決して体罰は許されません。

また,部活動は学級や学年の枠を超えて児童生徒が自発的・自主的に集まって活動する場面が多くあります。指導者は,児童生徒同士の人間関係をしっかり把握し,指導していくことが必要です。また,日頃から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい指導者との信頼関係や体制づくりをしておくことも大切です。

○指導上の留意事項

C P 6

- (1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、あるべき姿を常に意識し、指導する。
- (2) 児童生徒の人間関係について、情報を収集し、状況を把握する。
- (3) 児童生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (4) 学級担任との連絡・相談を適宜行い,児童生徒の学校生活全体を支援する。

■ ○体罰等許されない指導 =

- (1) 殴る, 蹴る等。また社会通念, 医・科学に基づいた健康管理, 安全確保の 点からは認め難い, 限度を超えたような肉体的, 精神的負荷を与えること。
- (2) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- (3) セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。
- (4) 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱・否定するような発言を行うこと。
- (5) 特定の者に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えること。
- (6) メールやSNS等を通じて、個人的なやりとりを行うこと。

V 外部指導者及び保護者との連携

1 外部指導者との連携

学校においては、大会において高い目標を目指す児童生徒から、スポーツや文化 を楽しみたいという児童生徒まで、部活動に対して求める内容は**多**種**多**様です。

野田市では、児童生徒たちにとって有意義な部活動を実現するため、地域人材活 用事業の枠の中で、「外部指導者」を依頼し、専門的な技術指導ができる方にその 指導をお願いしています。

また、平成29年3月14日には、スポーツ庁から「学校教育法施行規則の一部を改訂する省令の施行について」が公布され、「部活動指導員」について活用が示されました。この「部活動指導員」は、研修を受けることが義務づけられており、学校の教育計画に基づき顧問となり、部活動指導全般、大会時の引率・指導、監督業務を行うことが出来ます。

しかし本市においては「部活動指導員」の、平成31年度からの活用に向けて、国・県の動向を見ながら、活動内容及び予算の整備等について、現在検討中です。

外部指導者は、顧問が担う役割のうち、特に指導面を補助することによる効果が期待されています。外部指導者から技術指導をいただくことは、児童生徒たちの活動内容に対する興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながります。

○指導上の留意事項

- (1) 外部指導者は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の 指導に当たる。野田市教育委員会で承認された外部指導者を活用する際に は、年度当初に学校や部活動の運営方針を確認し合う機会を設け、指導に ついての共通の留意事項を確認することが大切です。
 - ・保護者と直接連絡は取ることはせず,顧問教員と報告,連絡,相談を必ず行う。
 - ・児童生徒の個人情報の遵守に配慮する。
 - ・その場の感情的な指導をしない。
 - ・学校の信頼に深く関わっていることを理解する。
- (2) 外部指導者が顧問に無断で練習計画を立てたり、用具を購入させたりする ことはできない。練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧 問との協働体制を密にしておくことが大切である。
- (3) 外部指導者が大会や校外への練習等に単独で引率することは、法的な整備ができるまで引率はできない。なお、大会のベンチ入りや審判等については、運営団体に確認をする。
- (4) 児童生徒理解に基づく指導や安全の確保,事故防止などは,外部指導者も 学校教職員と同様の対応が必要である。

■○外部指導者と部活動指導員の違い ===

	外部指導者	部活動指導員		
身分について	学校協力員(地域人材活用)	非常勤講師(市で採用)		
練習について	顧問教員とともに指導	指導員単独で指導可		
大会等引率について	顧問教員の同行が必要	指導員単独で引率可		

■○平成29年度外部指導者依頼校 ──

【小学校:3校】

	吹奏楽部		
二ツ塚小	2名		
二川小	1名		
関宿中央小	8名		

【中学校:10校】

	陸上部	野球部	バレー部	ソフトテニス部	卓球部	剣道部	駅伝部	吹奏楽部
第一中				1名			1名	1名
第二中			1名					
東部中				2名				4名
南部中		1名						3名
北部中			2名		2名			
福田中		1名	1名	1名		1名		
川間中					1名			
木間ケ瀬中								3名
二川中	1名	1名	1名					1名
関宿中								2名

2 保護者の協力体制

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。 部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解しても らうことは、とても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっか り把握することが大切です。

○指導上の留意事項

- (1) 部活動の運営方針・年間計画などを年度当初に保護者会(全体・各部)を 開催し、全保護者に説明する。
- (2) 大会・発表会等の参加は、練習計画等に基づいて、早めに文書で知らせる。
- (3) 必要経費等の集金についても上記同様,文書で知らせるとともに,保護者の負担軽減を図る。
- (4) 毎月の活動予定や練習計画の文書・案内を配布する。
- (5) 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。

VI 安全管理と事故防止

1 安全管理と事故防止

教員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童生徒の安全確保を図る義務があります。特に、身体活動が伴う部活動においては、活発な活動が展開されることからも、児童生徒の安全が確保された上で行われることが大前提です。日頃から事故防止に対する意識を高め、想定できる限りの注意を払うことが大切です。

○指導上の留意点

- (1) 健康状態の把握について
 - ・児童生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
 - ・適度な休養や栄養の補給に留意させる。
 - ・活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない児童生徒に対して は、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。
- (2) 指導面について
 - ・学年や個人差に十分配慮した、段階的・計画的な指導を行う。
 - ・ 危険を伴う練習は、必ず指導者の下で実施する。
 - ・準備運動及び整理運動をしつかり行う。
 - ・練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に伝える。
- (3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理について
 - ・施設,設備,用具の使用前,使用後及び定期的な点検を行う。また児童 生徒にも,安全確認の習慣化を図る。
 - ・施設・設備、用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。
- (4) AEDについて
 - ・校内または活動場所にある, AEDの保管場所を確認し, 事故発生時の 対応が速やかに行えるようにする。
 - ・心肺蘇生法やAEDの使用方法については、全教員で共通理解を図り、 緊急体制を確立しておく。
- (5) 天候や気象の対応について
 - ・ 暴風 (竜巻を含む) や雷,激しい雨に対して情報収集に努め、それらが 十分に予想される場合は、即時に練習を中止し、児童生徒の安全確保に 努める。
 - ・活動時の気象条件に十分留意する。特に、高温多湿下においては、適切 な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意する。
 - ・熱中症計などを活用し、活動場所の適切な環境状況を把握する。
 - ・光化学スモッグが発生した場合は、直ちに屋外の活動を取りやめて、児童生徒を校舎内に避難させる。

2 事故の対応

事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくことが重要です。

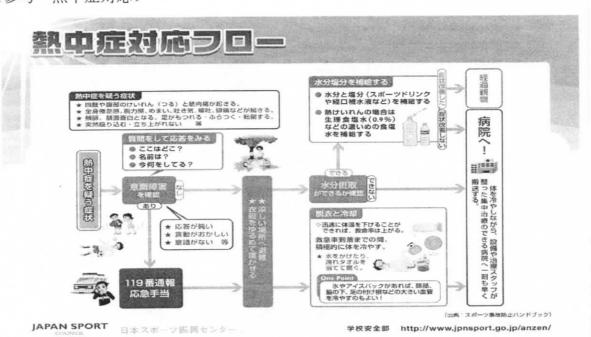
また,事故発生後についても,発生時同様,以下のようなことについて正しく対 応できるように努めることが大切です。

○指導上の留意事項

C P 10

- (1) リスクマネジメント (想定される事故等についてどう予防するか)
 - ・事故予防に関するマニュアルの作成及び教員への周知
 - ・顧問会議による事故予防に対しての共通理解及び再確認
 - AEDの保管場所、使用方法の確認、講習会等への参加
 - ・健康診断の確認や日頃からの児童生徒の健康状態、怪我の状況の把握
 - 活動場所や使用用具の安全点検
 - ・特に運動部に所属する、児童生徒の能力差の把握
- (2) クライシスマネジメント(事故等が起きたときどう対応するか)
 - ・発生した事態や状況の把握,児童生徒の安全確保,傷病者の確認と応急 手当,管理職への報告,他の職員への協力要請や緊急連絡
 - ・状況によって救急車の要請、消防署・警察・教育委員会など、関係機関との連絡・連携
 - 事故発生状況の正確な記録
 - 保護者への連絡・説明
 - ・ 負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への丁寧な説明、傷病者及 び関係児童生徒へのケア
 - ・教育委員会との連携,報道機関への対応,独立行政法人日本スポーツ振 興センターへの対応
 - ・事故の検証と再発防止に向けた取組

<参考 熱中症対応>



	大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が
熱けいれん	低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋の
	けいれんと筋肉痛が起こる。
熱疲労	脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔
(吐,頭痛等の症状が起こる。体温上昇は顕著ではない。
	体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。
	意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、
熱射病(重症)	程度は様々である。脱水が背景にあることが多く, 血液凝固障
	害,脳,肝,腎,心,肺などの全身の多臓器障害を合併し,死
	亡率が高い。

VII その他

1 部活動の開設,休部・廃部について

部活動の運営については、長期的な視野に立って計画的に行うことが重要ですが、 児童生徒数やそれに伴う職員数の変化などの事情により複数顧問が配置できず、部 活動を休部・廃部について検討せざるを得ない状況もあり、総合的に校長の判断が 必要となる場合があります。

○指導上の留意事項

- (1) 部員数については、小・中学校で連携して、数年先を見据えた児童生徒数 の意向を踏まえて検討する。
- (2) 部員にとっては、下級生が入部しないという問題を抱えるため、現在部に 所属する児童生徒やその保護者に対して議論の経過や検討結果などを十分 に説明し丁寧に対応する。
- (3) 少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整え、合同チームや合同練習など、運営の工夫が大切である。
- (4) 必要に応じて、組織を設けたり話し合いをしたりするなど、学校と保護者 が話し合う機会をつくることが望ましい。
- (5) 小中学校体育連盟と教育委員会は、市内でも部員数の少ない競技や、合同 チームについて情報を共有する。
- (6) 休部や廃部, その他特別な事情のある場合については, 休部や廃部を検討 する段階で, 教育委員会等と相談しながら, 最終的に学校が決定する。
- (7) 新たに部活動を開設する場合も、児童生徒の意向や児童生徒数の動向、継続的な運営等について十分検討し、教育委員会等と相談しながら、最終的に学校が決定する。

VIII 参考資料

				() ‡	部 ()	月活動計画		
今	月の行	舌動目	標						
Γ									
L									
活	助計画								
L	日	曜	計画	【活動時間及び	「休養日】	実施状況		備	考
L	1	日							
L	2	月							
-	3	火							
-	4	水							
ŀ	5	木							
\perp	6	金							
\perp	7	土			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
ŀ	8	月月							
H	1 0	火							
-	1 1	水							
-	1 2	木							
-	1 3	金							
- 1-	1 4	土							
	1 5	日							
	1 6	月		0					
	1 7	火							
	1 8	水							
	1 9	木							
	2 0	金							
_ F	2 1	土							
-	2 2	日							
- H	2 3	月							
- ⊢	2 4	火							
_ ⊢	2 5	水							
	2 6	木	_						
I -	2 7	金土	-						
- ⊢	2 9	日日							
⊢	3 0	月							
l ⊩	3 1	火							
	終事								
Γ									
			اید	I I					

校	教	顧	
長	頭	問	

【引用・参考文献等一覧】

・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」

平成24年一部改定千葉県教育委員会

・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」 平成25年3月13日文部科学省

・「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月文部科学省

・「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 ~一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して~」 平成25年5月27日運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議

・「運動部活動サポートブック」

平成24年6月千葉県高等学校体育連盟研究部

・「平成25年度(2013)学校体育要覧第27号」

平成25年4月1日千葉県教育委員会

•「小学校学習指導要領解説体育編」

平成29年3月文部科学省

•「中学校学習指導要領解説保健体育編」

平成29年3月文部科学省

・「成田市小中学校部活動経営ガイドライン」

平成28年9月30日成田市教育委員会

• 「熱中症対応フロー」

平成29年7月日本スポーツ振興センター

野田市部活動ガイドライン策定委員会

平成29年9月から平成30年2月

<委員>		
医師会代表	永瀬 大	ながせ耳鼻咽喉科院長
保護者代表	細井 利樹	宮崎小学校保護者
	田中 敬二	北部中学校保護者
小中体連代表	稲橋 光男	関宿中学校校長
	水沢 栄光	尾崎小学校校長
校長会代表	野﨑 弘之	福田第一小学校校長
	千葉 均一	二川中学校校長
教頭会代表	小川 恵美	岩木小学校教頭
	福原 久雄	福田中学校教頭
教員代表	中川 晃	川間小学校教諭
	川上翔太郎	岩木小学校教諭
	宇佐見 恵	南部小学校教諭
	大野 洋一	第二中学校教諭
	藤掛 公義	川間中学校教諭
	根本 智幸	南部中学校教諭